

日野市ウェルカムツリー等

植栽補助制度のご案内

みどり豊かなより良いまちづくりを「諸力融合」で進めるため、市民のみなさんがウェルカムツリーや生け垣を植栽する場合など、市が苗木代の一部を補助します。

ウェルカムツリーを植栽する場合

■ウェルカムツリーとは・・・

本制度では、次の補助対象者の方が記念樹として植栽した樹木をいいます。

■補助対象者

市内に土地もしくは建物を所有している方、植栽を実施する権限をお持ちの方で次のいずれかの事象が起きてから3年以内に補助申請があった方

- ①日野市内への転入
- ②子どもの出生
- ③家屋の新築
※マンション等の集合住宅を含む
- ④事業所等の新築

生け垣を植栽する場合

■生け垣とは・・・

本制度では、低木又は中木で葉が触れ合う程度に列植してある垣根をいいます。

■補助対象者

市内に土地もしくは建物を所有している方、植栽を実施する権限をお持ちの方



■植栽場所 日野市内の土地、建物
※山林及び畑等を除く。

■植栽方法 庭木や生け垣としての植栽など。
なお、次の場合も対象になります。

- ①建物の壁面に固定して植栽する場合
- ②屋上へ植栽する場合
- ③つる性植物等をフェンスへ植栽する場合
- ④道路に面していない場所へ植栽する場合

■補助対象額

ウェルカムツリーまたは生け垣を植栽したときの苗木代として10,000円を限度として補助します。

注意 次の場合は補助対象除外となります。

- ①不動産業者、開発業者等が事業として植栽する場合
- ②年度中にこの事業による補助を受けている場合
- ③他の制度により既に補助金の交付を受けている場合
- ④国、地方公共団体等の事業の場合
- ⑤公共事業の移転補償に係る場合

■事務手続きの方法

- ① 事前に電話又は窓口でご相談受付
 - ・申請書をお渡しします。

- ② 申請書を市へ提出
 - ・申請に必要な物
現地案内図、ウェルカムツリー等の植栽箇所案内図、苗木の見積書等、植栽前の写真
 - ※ウェルカムツリーを植栽する場合は要件を確認します。

- ③ 現地確認後、適正であれば補助金交付決定通知を送付

- ④ 植栽工事に着手

- ⑤ 植栽完了後、植栽完了届を提出

- ⑥ 現地確認後、適正であれば交付額を確定し通知

- ⑦ 補助金交付請求書を提出

- ⑧ ご指定の口座へ振込

注意

申請手続き前に工事等に着手した場合は対象になりません。

詳細やご不明な点は下記へお問い合わせください。

日野市環境共生部緑と清流課 公園緑政係

Tel 直通 042-514-8307

(代表) 042-585-1111 内線 3621